

空き家リフォーム等工事費助成金のご案内

◆申請要件

下記①～⑧をすべて満たすことが必要です。

- ① 平成 30 年 4 月 1 日以降に秩父地域 1 市 4 町外から秩父市へ転入予定または転入したこと
- ② 対象の空き家は、ちちぶ空き家バンクに登録されていた物件であること
- ③ 対象の空き家は、秩父市に転入後に初めて居住予定または居住した物件であること
- ④ 秩父市に 5 年以上住む意思があること ※ 5 年未満となった場合は返還金が生じます。
- ⑤ リフォーム工事は、空き家を購入または賃借した日から 6 か月以内に着工すること
- ⑥ リフォーム工事は、市内に事業所を有し、市に登録している業者が施工すること
- ⑦ 対象外経費（下記）および消費税を除いた工事費用が 30 万円以上であること
- ⑧ 転入前住所地の市区町村および秩父市への税金の未納がないこと

◆助成金額

対象外経費（土地購入・造成費、広告・看板設置費、機械購入費等）および消費税を除いたリフォーム工事費の 1/2 に相当する額（千円未満は切捨て）。ただし、50 万円（世帯主またはその配偶者が 40 歳未満の場合は 60 万円）に 18 歳未満の同一世帯員 1 人につき 10 万円を加算した額を限度とする。

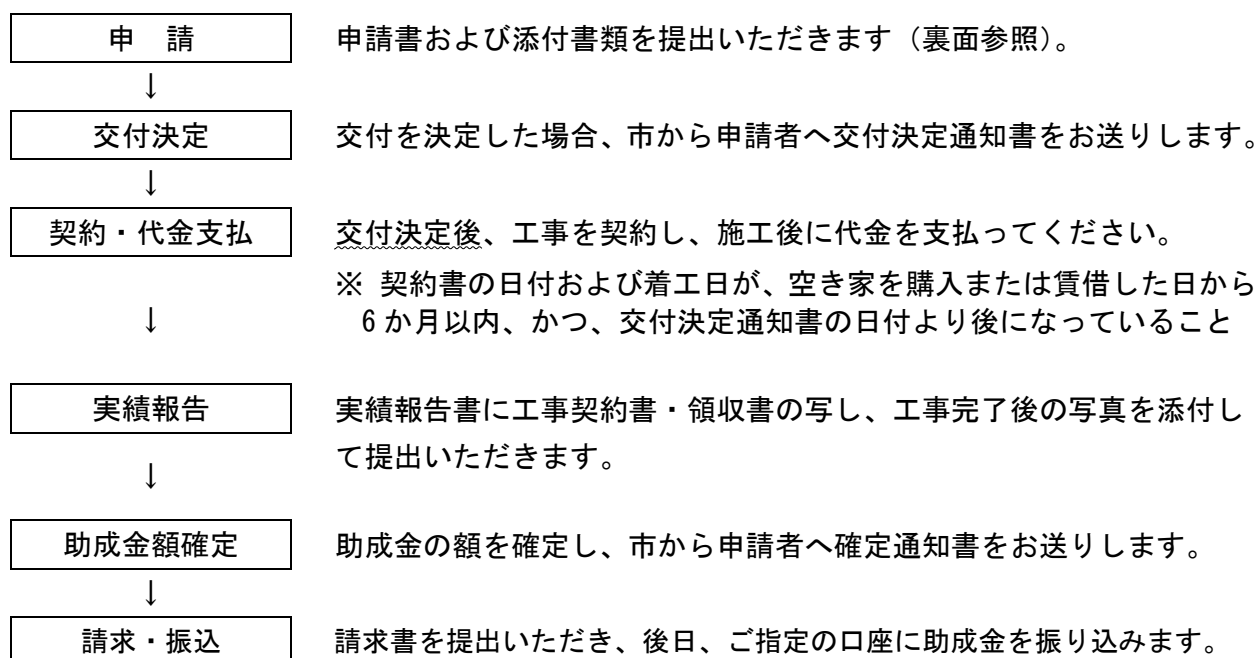
例 1 夫 40 歳、妻 35 歳の子どもがいない世帯で、リフォーム工事費 98 万 5 千円の場合
 $98\text{万}5\text{千円} \times 1/2 = 49\text{万}2,500\text{円}$

上記の額と限度額 60 万円のいずれか少ない額（千円未満は切捨て） = 49 万 2 千円

例 2 夫 45 歳、妻 40 歳、長男 15 歳、長女 12 歳の世帯で、リフォーム工事費 195 万円の場合
 $195\text{万円} \times 1/2 = 97\text{万}5\text{千円}$

上記の額と限度額 70 万円のいずれか少ない額（千円未満は切捨て） = 70 万円

◆手続きの流れ



◆申請方法

下記①～④を「秩父市移住相談センター」へ直接または郵送にてご提出ください。

- ① 秩父市移住促進事業助成金（リフォーム等工事費助成金）交付申請書【様式第1号】
- ② 工事見積書の写し（対象外経費および消費税を除いた工事費用が30万円以上であること）
- ③ 工事着工前の写真（リフォーム予定箇所をすべて撮影すること）
- ④ 転入前住所地の市区町村が交付する未納税額のないことを証明する書類

お問い合わせ

秩父市役所 市長室 総合政策課 移住相談センター

〒368-0046 埼玉県秩父市宮側町1番7号

TEL/FAX : 0494-26-7946 E-mail : seisaku@city.chichibu.lg.jp